

高齢者買い物支援実証事業 事業者向け Q&A 集 (案)

本 Q&A 集は、募集要項だけでは分かりにくい事項や、応募を検討する事業者の皆さまから想定される質問を整理したものです。募集要項とあわせてご確認ください。

1 事業の目的・概要について

Q1 なぜ県はこの事業を実施するのですか。

A

中山間地域等では、店舗の減少、高齢者の運転免許返納、公共交通機関の不足などにより、日常の買い物に不便を感じる高齢者が増えています。

本事業は、移動販売や買い物送迎等のサービスを通じて、高齢者の買い物環境の確保や外出機会の創出を図るとともに、持続可能な買い物支援の仕組みを検討するために実施するものです。

Q2 実証事業とは何ですか。

A

実際にサービスを運営しながら、

- 利用者ニーズ
- 利用状況
- 事業採算性
- 継続可能性
- 事業運営上の課題

を把握し、今後の制度設計や施策検討に活用するための試行的な事業です。

Q3 補助金を交付することが目的の事業ですか。

A

いいえ。

補助金は事業実施に必要な経費の一部を支援するためのものであり、本事業の目的は買い物支援サービスの有効性や継続可能性を検証することです。

Q4 実証事業はいつまで実施する予定ですか。

A

令和 8 年度から令和 9 年度にかけて実施する予定です。

Q5 この事業に参加するメリットは何ですか。

A

- 運営費の一部について支援を受けられる
- 新たな顧客層の開拓につながる
- 新たな商圈やサービスエリアの可能性を検証できる
- 地域貢献活動として PR できる
- 将来的な制度検討に参画できる

といったメリットがあります。

2 応募について

Q6 誰が応募できますか。

A

対象地区において買い物支援サービスを実施できる法人、団体または個人事業主が応募できます。

Q7 個人事業主でも応募できますか。

A

応募できます。

Q8 県外企業でも応募できますか。

A

応募可能です。ただし、対象地区において継続的にサービスを実施できる体制が必要です。

Q9 移動販売の経験がなくても応募できますか。

A

応募できます。ただし、安全かつ継続的に事業を実施できる計画や体制を備えていることが必要です。

Q10 複数の市町や地区へ応募できますか。

A

応募可能です。ただし、審査結果によっては希望どおり採択されない場合があります。例えば、10市町に応募いただいた場合でも、審査の結果、5市町での実施となる場合があります。

Q11 市町によって応募の時期は異なりますか。

A

はい。10月中に公募を開始する市町と11月中に公募を開始する市町があります。10月公募分と11月公募分は重複して応募できます。各市町の公募開始時期やスケジュールの詳細については、募集要項「8 令和8年度の事業スケジュール(予定)」をご参照ください。

Q12 応募前に相談することはできますか。

A

可能です。事業内容や対象要件等について不明な点がある場合は、お気軽にご相談ください。

3 対象地区について

Q13 対象地区はどのように選定されたのですか。

A

県が設定した以下の基準をもとに県と市町で選定した地区を対象とします。

- ①行政区内に、食料品・日用品を幅広く取り扱う店舗がない
- ② 行政区内に、移動販売事業者、買い物代行・送迎事業者による立寄拠点やサービス提供がない
- ③ 高齢化率が高い(概ね40%以上)
- ④ ①②③に当てはまり、65歳以上人口が多い
- ⑤ その他(市町にて重点的に生活支援を進める地区など)

なお、事業規模の関係上、上記に当てはまる地区をすべて対象としているわけではありません。また、地区の位置関係等を踏まえ、上記に当てはまらない地区を対象としている場合があります。

Q14 対象地区にはどのくらいの高齢者が住んでいますか。

A

地区ごとの高齢者人口や高齢化率等は別表をご確認ください。

Q15 地域にはどのような課題がありますか。

A

地区によって異なりますが、

- 食料品店の減少
- 日用品店の不足
- 公共交通機関の不足
- 自家用車を利用できない高齢者の増加

などの課題があります。

Q16 対象地区の地図や詳細情報を見ることはできますか。

A

募集要項の別表や県ホームページ等をご確認ください。

4 対象サービスについて

Q17 どのようなサービスが対象ですか。

A

次のサービスが対象です。

- 移動販売
 - 買い物送迎
 - 買い物代行
-

Q18 移動スーパーは対象になりますか。

A

対象となります。

Q19 キッチンカーは対象になりますか。

A

対象外です。車内調理を主体とする販売は本事業の対象外です。

Q20 野菜のみ、パンのみ等の販売は対象ですか。

A

対象外です。日常生活に必要な複数の商品を取り扱う必要があります。

Q21 現在実施している宅配サービスも対象になりますか。

A

内容によっては対象となる場合があります。詳細はご相談ください。

5 運行・サービス提供について

Q22 どの程度の頻度で運行することを想定していますか。

A

県としては、各サービスで各地区週1～2回程度の実施を想定しています。年末年始や降雪時等、運行できない週があった等に、補助対象外となることはありません。ただし、月の補助上限回数を超えて運行した分は補助対象外となります。補助内容の詳細は募集要項をご確認ください。

Q23 頻度はどのように設定しますか。

A

地区の希望や事業者の運営体制に応じて設定していただきます。

Q24 どのような商品を販売すればよいですか。

A

食料品や日用品など、高齢者の日常生活に必要な商品を幅広く取り扱うことを想定しています。

6 地域との調整について

Q25 地域との調整は誰が行いますか。

A

事業者が主体となり実施します。運行日や運行日時等は地区と相談して決定してください。

Q26 県はどこまで協力してくれるのですか。

A

必要に応じて、

- 実証地区関係者(区長、自治会長等)の連絡先共有
- 実証地区情報(住民数、高齢者数、販売場所の候補地等)の提供
- 事業実施に関する相談対応

を行います。

Q27 販売場所や駐車場所は紹介してもらえますか。

A

県や地域関係者から候補地の情報提供を行う場合がありますが、最終的な場所の選定や確保は事業者に行っていただきます。

Q28 地域への周知はどのような方法がありますか。

A

チラシ配布や回覧板等による周知などが想定されます。
地区とご相談いただき、周知方法をご検討ください。

7 補助金について

Q29 いくら補助を受けられますか。

A

サービスによって異なります。詳細は募集要項をご確認ください。

Q30 車両購入費は対象になりますか。

A

本補助金は運営費支援を目的としているため、車両購入費等は対象外となる場合があります。詳細は事前にご相談ください。

Q31 利益が出ても補助金は受けられますか。

A

補助要件を満たしている場合は対象となります。

Q32 赤字は補填してもらえますか。

A

補助金は運営費の一部を支援するものであり、事業収支の赤字を補填するものではありません。

Q33 補助金はいつ支払われますか。

A

原則として実績報告後に提出いただく請求書受付の後に支払います。(3月から4月頃)

[補助金支払いの流れ]

- ①事業者から県に実績報告書を提出
 - ②県で検査を実施後、問題ない場合に事業者あて請求書提出を依頼
 - ③事業者から県に請求書を提出後、県で請求書を受付次第支払処理
-

Q34 他の補助金との併用はできますか。

A

同一事業について国や他の自治体から同様の趣旨の補助金を受ける場合は対象外となります。

8 審査について

Q35 応募すれば必ず採択されますか。

A

応募内容について審査を行い、採択事業者を決定しますので、必ず採択されるものではありません。

Q36 どのような点が評価されますか。

A

主に以下の観点を審査します。

- 地域ニーズとの適合性
 - 実現可能性
 - 継続性
-

9 採択後について

Q37 採択後は何をする必要がありますか。

A

主に、

- 補助金交付申請
- 事業実施
- 利用実績の記録
- 実績報告

を行っていただきます。

Q38 採択後すぐに事業を始める必要がありますか。

A

事業は交付決定日以降に実施するようお願いします。

[採択後の流れ]

- ①地区と運行回数を相談
 - ②相談した内容をもとに、交付申請書を作成
 - ③県に提出
 - ④県からの交付決定通知を送付
 - ⑤事業開始 ※交付決定通知後の運営費のみ補助対象となります。
-

Q39 採択後に県との打合せ等がありますか。

A

実施市町により異なりますが、採択後、県との打合せを実施する場合があります。

10 実証事業への協力について

Q40 どのような記録が必要ですか。

A

例えば、

- 実施日時
- 実施場所
- 運行回数
- 利用者数
- 利用件数
- 利用者の声

などです。

Q41 なぜ記録が必要なのですか。

A

実証事業の効果や継続可能性を検証し、今後の制度設計に活用するためです。

Q42 事業者向けのアンケートを行うのですか。

A

県がアンケート調査を実施予定です。

なお、別途県で利用者向けのアンケートを実施しますが、アンケート回収・収集・集計業務にご協力いただく予定はありません。

Q43 翌年度以降も調査がありますか。

A

事業の継続状況や効果を把握するため、翌年度以降にアンケートやヒアリング等への協力をお願いする場合があります。

11 実証終了後について

Q44 実証事業終了後はどうなりますか。

A

実証で得られた成果や課題を分析し、地域における持続可能な買い物支援体制の構築に活用します。

Q45 実証事業終了後も事業を継続できますか。

A

継続できます。本事業は継続可能な買い物支援サービスの構築を目指して実施するものです。

Q46 令和10年度以降も補助制度は続きますか。

A

現時点では決定していません。

ただし、本実証事業(令和 8～9 年度予定)の成果や課題を踏まえ、令和 10 年度以降の買い物支援サービスへの公的支援のあり方について、支援制度の継続や新たな支援手法を検討する予定です。

Q47 実証結果はどのように活用されますか。

A

実証結果は、

- 買い物支援施策の検討

- 支援制度の検討
- 地域福祉施策の充実
- 持続可能な買い物支援体制の構築

に活用します。

Q48 この実証事業に参加する意義は何ですか。

A

本事業は将来の買い物支援制度の構築につながる実証事業です。事業者の皆さまから得られる実践的な知見やご意見は、今後の支援制度や施策の検討に活用されます。事業運営を通じて地域課題の解決に貢献するとともに、将来の制度設計に参画いただくことができます。